

## 平成 29 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）議事録

1 日 時 平成 29 年 11 月 28 日（火）18：30～20：30

2 場 所 仙台市福祉プラザ 1 階プラザホール

3 出 席 阿部委員，市川委員，大坂委員，川村委員，久保野委員，

黒瀧委員，坂井委員，白江委員，鈴木委員，清野委員，

瀧澤委員，中村委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：岩館委員，桔梗委員，佐々木委員，杉委員，中嶋委員，

[事務局] 郡市長，郷湖障害福祉部長，石川障害福祉部参事兼障害企画課長，

伊藤障害者支援課長，只埜障害者総合支援センター主幹兼事業係長(所長代

理)，林精神保健福祉センター所長，佐々木北部発達相談支援センター所長，

中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，梅原青葉

区宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，伊藤若林区障

害高齢課長，都丸太白区障害高齢課長，樋口泉区障害高齢課長，小幡企画

係長，加藤サービス管理係長，古澤地域生活支援係長，高橋障害保健係長，

天野施設支援係長，那須指導係長，五十嵐主査，近藤（芳）主事，佐藤主

事，玉川主事

ほか傍聴者 7 名

### 4 内 容

#### (1) 開 会

#### (2) 市長挨拶

市 長 皆様，おぼんでございます。市長の郡でございます。お忙しい中ですが，協議会の委員の先生方には夜お集まりいただきまして，本当にありがとうございます。本日は時間が限られており，多くの委員の皆様方から活発なご議論をいただきたいものですから，簡単にごあいさつさせていただきたいと思っております。

今，次期の計画の策定に向けて，委員の皆様方にご議論を重ねていただいているわけですが，現行計画の実行段階におきましても，この協議会から出していただいたご提言，ご助言に基づいて，さまざまな施策を実現させていただいているところです。

南部アーチルやウェルポート，そして難病の皆さんたちのサポートセンター等々，相談業務の拡充についても努めさせていただきました。次期計画につきましても，専門家の先生方のご知見に基づいて，よりよい仙台の障害福祉行政のために，さまざまご議論いただければと思っております。

本日は中間案についてでして，仙台市障害者保健福祉計画は平成 35 年度までとなっています。これからの 6 年間にわたって仙台市が行うべき施策について，皆様方のお気持ちに沿う仙台市らしいものをつくっていきたく思いますので，ぜひ活発なご議論をお願いいたたく存じます。

## 平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

障害のある方の差別をなくす条例につきましても、皆様方のお力をいただいたと承知しております。活発なご議論で、夜遅くまで議論を重ねていただいたわけですが、本日は 2 時間という限られた時間でございますので、ぜひ思いのたけをご発言いただければありがたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます、ごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### （3）会長挨拶

会 長 では皆さん、おばんでございます。先ほど郡市長からお話がありましたように、今回は障害者福祉に関する 3 つの計画について、中間案のパブリックコメント前の議論となります。本日の議論を踏まえてパブリックコメントになりますが、パブリックコメント後にも皆さんと議論して、計画をしっかりとつくっていくことになると思います。本日は、第 6 回になりました障害者施策推進協議会を皆様とともにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。それでは今日もよろしくお願いいたします。

事務局 阿部会長、ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、市長は次の日程がございましたので、ここで退席させていただきます。

それではここからの進行は会長に務めていただきます。よろしくお願いいたします。

### （4）議事録署名人指名

#### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

#### （2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より白江委員の指名があり、承諾を得た。

### （5）報告

#### （1）障害児支援作業部会からの報告について

会 長 それでは次第 5 の報告でございます。本日は報告と議事の内容が多岐にわたること、時間が限られており 8 時半には終了しなければならないことから、まず事務局から 5 の報告と 6 の議事についてご説明いただいて、最後に委員の皆様からご意見を頂戴という運びで考えております。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは最初に(1)障害児支援作業部会からの報告について、事務局より説明願います。

事務局 ※ 資料 1 に基づき事務局より説明。  
(佐々木所長)

会 長 はい、ありがとうございました。

(2)仙台市障害者自立支援協議会からの報告について

(3)仙台市精神保健福祉審議会からの報告について

会 長 それでは続きまして（2）仙台市障害者自立支援協議会からの報告について、及び（3）仙台市精神保健福祉審議会からの報告について、事務局より説明願います。

事務局 ※ 資料 2，資料 3，参考資料 1 に基づき事務局より説明。

(伊藤課長)

会 長 ありがとうございました。さて、障害者自立支援協議会の委員長は大坂副会長でございますので、会における状況について大坂副会長よりご発言をお願いいたします。

大坂副会長 資料 2 の仙台市障害者自立支援協議会について、多少報告させていただきます。資料にも書かれているように、大きな課題として 2 つの検討部会をつくり検討を進めております。

まず、障害者相談支援体制については、ここにいる委員の皆様もかなり前からご承知のように、仙台市はずっとこの議論をしてきました。そして、具体的に見える形でさらに進めていかなければいけないということで、今年度検討会を開いてきました。区の自立支援協議会と連携をして、そこで挙げられた課題を考えるとともに、多くの利用者の方のニーズに即した支援を行うために、連携をしながら基幹相談支援センターの整備を進めていくことが必要ではないかという結論が出ておりますが、今後、より具体的なニーズに即した支援について検討していきたいと思っております。

また、地域生活支援拠点の整備については、安心して、どんなときでもその人らしく暮らすための支援の方策として整備されるよう、お願いをしているところでありますので、形として見える、しかも役に立つものが整備されていくとよいのではないかという方向性で、お話をさせていただいているところであります。以上です。

会 長 ありがとうございました。

(6) 議事

(1)次期計画の中間案について

会 長 続きまして、次第の 6 の議事に移らせていただきます。(1)でございます。次期計画の中間案について、事務局より説明願います。

事務局 ※ 資料 4，資料 5，参考資料 2 に基づき事務局より説明。

(石川参事)

会長 ありがとうございます。今回は報告事項と議事について、事務局からまず説明いただいて、それから委員の皆様からご意見やご質問をいただくという段取りで進めさせていただきました。

さて皆様からご意見やご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、白江委員，お願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江です。障害児支援についてお話をさせていただきます。障害者保健福祉計画について、小児慢性特定疾病の患者数を入れていただいて大変ありがたいと思っているのですが、子供未来局の所管だということは分かっていますが、中身についてはいかがでしょうか。何らかの制度的なつながりがあるということが書かれているにも関わらず、計画の内容についてはほとんど言及されていないので、ぜひそこを触れていただきたいと考えております。

それから、副会長にお伺いしたほうがいいのかもかもしれませんが、相談支援体制については議論の中で相談員のキャリアパスや質の問題にも触れられていると思うのですが、そのあたりについてどのような議論があったのか、簡単に結構ですので教えていただければと思います。

最後に、計画相談はかなり負担になってきている部分があるのではないかと思っているのですが、仙台市として、計画相談のあり方についてどのように考えておられるのかお聞きできればと思います。以上です。

会長 それでは、事務局からお願いいたします。

事務局 1 点目の小児慢性特定疾患については、委員からお話がありましたとおり、子供未来局が事業を所管しておりますが、連携を取りながら対応していくことは重要なことでございます。

身体・知的・精神以外の障害の例示につきましては、スペースの制約等もあり、すべてを網羅することが難しい状況もありますので、表現については検討させていただければと思います。

事務局 相談支援のあり方検討会に関する話として、支援員のキャリアパスについてご質問がありましたが、現状の相談支援体制におきましては、やはり支援員の方がなかなか定着しないことが課題です。

そのことが、支援員の経験年数の不足や支援の積み重ねができないことにつながっておりまして、今後、てこ入れが必要ではないかというような話が出ており

ます。現在の議論の中では、見立てや支援の経過を共有する仕組み、共同訪問など、現場での実践を通じた教育体制について、スーパーバイズの機能の部分についても充実させていく必要があるという話が出ておりました、それらの充実を図っていくための機能の 1 つとして、基幹相談支援センターという仕組みが必要ではないかと議論されております。

また、計画相談の負担が大きくなっていることについて、どのように考えているのかというお話でございますが、やはり現在の検討の中でも言及されておりました、事務局としましては、そのような課題への対応として、計画相談事業所の量的な拡大を図っていく必要があると考えております。

そのため、計画にも、見込量を到達するための方策について、福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて量的な拡大を図ると記載させていただいております。今後、事業所を増加させるための方策について、引き続き事務局で検討を進めてまいりたいと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。委員の皆様からほかにご意見やご質問などがございますか。それでは、中村委員、目黒委員の順番でお願いします。

中村委員 まずご質問ですが、自立支援協議会における地域生活支援拠点のご説明で、面的な整備という表現がありましたが、そのご説明をいただければと思います。

また、地域生活支援拠点については、仙台市では緊急時の対応を想定して重点的に整備するというお話がございましたが、相談支援や介護者の育成、地域生活に関わる課題など、地域生活の支援拠点としてはさまざまな役割が本来の目的として想定されていたかと思えます。

そのような目的を考えた場合、何カ所ほど整備される予定なのか教えていただければと思います。計画相談支援員の育成も大事ですし、発達障害のある方が増えてきたことに対する個別多様なニーズに応じた支援者の育成も急務だと感じます。地域生活支援拠点を整備する際に、発達障害のある方の支援体制や精神障害のある方の支援体制など、高齢者における地域包括支援センターのような形で、小地域の課題を網羅するような相談機能を作っていくべきではないのでしょうか。そのような観点も含めて、何カ所整備されるかお尋ねしたいと思います。

それから、現在存在している障害者相談支援事業所や専門相談機関に加えて地域生活支援拠点ができることになると思いますが、専門分化するのではなく、拠点的な機能を持って身近なところで活用できるような場を、今後 6 年をかけて検討していく可能性についても伺いたいと思います。

会 長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局 まず面的整備のイメージについてお話をさせていただきます。本市で想定してい

- (伊藤課長) る地域生活支援拠点は、緊急の受け入れの機能も有する拠点でございます。
- ただ、その拠点がすべてを一手に受け入れるわけではなく、地域における既存の相談支援事業所や、短期入所やレスパイトのような受け入れ施設など、事業者側が一体となって緊急時に対応していくことが面的整備のイメージになっています。これまでは、例えば障害のある方の親御さんが倒れて、緊急に預かってもらわなければならないとき、それぞれの相談支援事業所が受け入れ施設を探して回っていました。そしてどこも受け入れをすることができなければ、相談支援事業所の職員が付き添うなど本来業務以外の臨時的な対応により緊急時をしのいできたのが実状です。
- 今後は、地域生活支援拠点に設置するコーディネーターが、あらかじめ緊急時に受け入れられる施設や相談支援事業所といった、当事者を常日頃支援している方々のネットワークを構築しておき、緊急な事態が生じたときにスムーズに受け入れをしていただくような体制整備を検討しております。
- また、何カ所整備する予定なのかにつきましては、仙台市としては地域生活支援拠点、緊急時の対応に特化した機能を持つ拠点を想定しておりまして、まずはモデル的に市内 1 カ所に整備をし、ニーズの検証や、今後どのような体制で運営していくことが望ましいのか検討していきたいと考えております。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。中村委員、お願いします。

中村委員 計画においては、グループホームの整備などさまざまなものが課題とされていますが、これらは 365 日 24 時間、緊急時の体制がないことによって地域に出られないことに関連しているのではないかと思います。計画としては、国が定めている重点項目に合わせて優先的に実施するという点は仕方ないのかもしれませんが、仙台市は大きな街であるため、地域生活支援拠点が 1 カ所だけでは地域に根差したものではありません。ですから、今度の計画ができる 6 年間のうちに、整備する数については、さらに推進していくことが必要になるのではないかと感じています。この点についても、ご検討いただければと思います。

会 長 ありがとうございます。それでは次に、黒瀧委員よりお願いいたします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧でございます。重点分野の 4 番、地域で安心して暮らすための相談支援に関してお話しさせていただきます。

現在、私が精神障害のある当事者の支援に携わってから 6 年が経過したのですが、全然改善されない事例があります。その事例では、親が亡くなってしまい、身寄りのない人がひとりで暮らしています。こたつがひとつだけであって、暖房

も取れず、お弁当が 1 日 2 回運ばれてくるようにはなったのですが、医療にはなかなかつながりません。行政と相談支援事業所をお願いをしてはいるものの改善されなかったのですが、その方は今年、65 歳になりました。

そのため、地域包括支援センターと関わるようになったのですが、何もやっていただけない状態があるため、行政の方に支援をお願いしたいと思っています。家族の立場から見ると本当にかわいそうで、町内会でも困り果てている現状がありますので、そのような状況をご理解いただければと思います。

会 長           ありがとうございます。中村委員から検討していただきたいというお話、それから黒瀧委員のお話も含めて、事務局よりご発言願います。

事務局  
(伊藤課長)       まず中村委員のご提案に関してお答えさせていただきます。現時点ではまだ、地域生活支援拠点という機能の運用について実績のない段階ですので、明確な整備数をお示しすることは難しい状況でございます。今後、モデル事業を実施して検証を重ね、実効性の高い拠点を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと考えております。

それから、黒瀧委員のお話について発言させていただきます。計画の重点分野に、精神障害のある方の相談支援の充実という項目が入っていても、現状は進んでいないのではないかという点について、もし個別具体のお話であれば、区役所や相談窓口などの支援先で状況をお伺いしたうえで、必要な支援につなげてまいりたいと考えておりますので、個別にご相談をいただければと考えてございます。

事務局  
(郷湖部長)       現状、個別の事柄について、どこに課題があってどのように対応するべきか、私どももこの場で直ちにお答えすることは難しいため、本日の計画中間案の議論とは切り離して、別途お話を聞かせていただければと思います。

会 長           地域生活支援拠点については、モデル事業を立ち上げて実施しながら、ニーズに従って内容を変更していくという回答でございました。ありがとうございます。それでは目黒委員よりお願いします。

目黒委員       宮城県自閉症協会の目黒です。質問ではありませんが、障害児支援のあり方と今後の方向性について発言させていただきます。

アーチルに相談をしたいと思っていてもいまだに 3 カ月待ちである現状があります。また、手帳もなかなかもらいにくくなっていて、他の方からも同様の話を聞いています。以前は、小学校に入るまでに手帳をもらっておいたほうが良い、大きくなったらなかなかもらえないと言われていました。しかし現在は、お医者さんがいないために診断書をなかなか書いてもらえないという話を聞いています。アーチルで診断書を書いてもらえないので、渡されたリストのお医者さんの

ところに行ってみても、専門が精神科で、発達障害のことが全然分からない方だったりすることがあります。そのため、障害児支援に関わる人材の育成については、医師会に働きかけて発達障害を勉強してほしいという気持ちがあります。

それから、療育がある放課後ケアに、お母さんたちが押し寄せていて、すごい倍率だという話も聞いています。現在の放課後ケアは玉石混交であり、いいところも悪いところも増えていっているのです、質をどのようにして保っていくのかについても心配に感じています。

また、アーチルは北部と南部に 2 つ設置しているだけで、本当に足りるのでしょうか。この計画期間には、これらのようなことが解消されることを期待しております。以上です。

会 長 現状と期待についてのお話であったかと思いますが、事務局よりお話しできることがあればお願いします。

事務局 (佐々木所長) ご発言ありがとうございました。アーチルも、北部と南部の 2 館で頑張っているところですが、まだまだ足りていないところもございます。もちろん、アーチルをどうするかという視点もあるかと思いますが、地域全体としてどのようにレベルアップを図っていったら、地域でどのように支え合うかという視点も今後は特に必要になってくるのではないかと思います。そのため、いろいろなところと連携し、ネットワークを広げていくながら、地域で支えるようにしていけるようにしてまいりたいと考えております。なかなか簡単に進むものではありませんが、根気強く続けていきたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。そしてまた、目黒委員よりお願いします。

目黒委員 家族の支援において、ピアサポートが言及されていますが、知的に遅れていない子のお母さんたちのピアサポートについては、力を入れて取り組んでもらいたいと思っています。私たちの団体に相談に来られても、数が多くて消化できない現状がありますので、よろしくをお願いします。

会 長 目黒委員のご発言に関連することでしょうか。中村委員よりお願いします。

中村委員 障害児の部会に入っていたので、大変な責任を感じております。部会の中では、具体的な事例と対策について話し合われたのですが、精神保健福祉審議会と自立支援協議会などで話し合われたような具体的な施策には至っていないように感じます。障害児の施策は、いつもこれから協議する、連携するなどという、理想的な文言で締めくくられていて、具体性に欠けているように思います。より多くの人たちが戸惑っている現状を知っている私たちとしては、仙台市にさまざまな拠

点があるのであれば、なぜ包括的な相談支援の仕組みをつくることができないのかとも思います。

それから、子どもたちの行く末の課題がそのまま積み残されていると、結局成人期の課題となって影響してきます。早期発見，早期療育と言いながら，それが滞っている現状を改善するために，障害者施策の中に子どもの施策を明確に位置づけることができていないことについて，責任を感じます。

目黒さんが言われたことは現実には起こっていることです。仙台市がお金を出して開いた拠点が非常に多くあるのですから，もし新たに拠点を開くことができないのであれば，発達支援の相談員を置くなどの発想をしていただきたいと思っています。形ではなく，きちんとしたサポートができる仕組みをこの新たな 6 年間で取り組んでいかないと手遅れになり，家族が崩壊するという危機感を持っていますので，真剣に考えてほしいと考えています。

会 長 清野委員，これらのご発言に関連することでしょうか。どうぞよろしくお願います。

清野委員 ピアサポートチーム七夕の清野です。私も目黒委員が前回質問をされていたところが気になっていて，この障害者保健福祉計画の中にもピアサポーターの活用やピアカウンセリングの場の支援，家族支援などについて何度も言及されているのですが，家族の支援を進めることはなかなか難しいと感じています。私自身，ピアカウンセラーとして十数年活動してきたのですが，ピアに関わることほど難しいものはありません。

高次脳機能障害をひとつとってみても，目黒委員がおっしゃっていたように同じ障害のくくりではあるのですが，立場や環境，特性によって，悩みはさまざまです。それにも関わらず，ピアカウンセリングの場をつくるということはとても難しいと感じています。

精神障害や発達障害は，障害の総称として，精神障害であれば統合失調症，鬱，双極性障害など，発達障害であれば，スペクトラムや AD/HD，LD などそれぞれ特性が違います。幼少期から発達の遅れを感じていた家族と，成人になってからまるで中途障害のように，障害があることを受け止めていかなければならない当事者と家族とは違っており，支援するためのピアカウンセリングの手法も異なります。丁寧に細分化して，手厚く対応していかなければ，ピアカウンセリングの場は危険な場になり得ると思います。

計画にはピアサポーターの活用について書かれていますが，ピアサポーターの育成についてはどのようにしているか疑問に思っています。活用するということがいいのですが，育成はされているのか，ピアカウンセリングの場の支援はどなたが行うのか疑問に思っています。ピアの難しさをご存じの上で取り組まなければ，危険な場づくりになってしまう可能性があることをぜひご配慮いただきたい

いと思っておりました。以上です。

会 長           ありがとうございます。計画ではピアサポートについて言及されており、これはとても大事なことです。が、運営の仕方によっては負担がかかってしまったり、うまくいかなかったりすることもあるため、実態を踏まえて取り組んでほしいというご意見をいただきました。ご質問としては、ピアサポーターの育成をどのようにしていくかという内容もあったかと思えます。ただいまのことについて、何か事務局からございますか。

事 務 局  
(伊藤課長)       さまざまな障害特性や置かれている環境が異なる中で、特定のピアサポーターがすべてを支援していくことは難しいと感じるという内容のご発言をいただきましたが、我々としみしても、まさにそのとおりであると考えております。

                  ピアサポーターの確保と育成をしていく上では、ただいまいただいたご意見を踏まえまして、ひとりの方に負担がかからないように、皆で支えていけるような体制づくりにも気を配りながら、今後仕組みづくりをしていきたいと考えております。

会 長           ありがとうございます。諸橋委員は、今の関連の話でしょうか。よろしく願います。

諸橋委員       仙台市の精神保健福祉関係団体で、ピアカウンセリング事業とピアサポーターの育成事業を請け負っております。

                  精神障害のある方の当事者活動は年々活発になってきており、いろんな自主活動のグループがあって、お互いの悩みや日常のことを相談し合ったりしているので、実は人材がたくさん出てきているのではないかと考えています。例えば仙台市では、福祉の資格を取って相談支援事業所で働いている方もいらっしゃいますし、ピアスタッフの協会や事業所を開設して、事業化をしている人もいます。

                  課題は、そのような当事者活動と事業所を運営している人たちの結びつき、さらには行政施策と関連する仕組みが未成熟だということです。そのため、当事者の団体と、支援者や家族がつくる団体などをしっかりと結びつけることができるかが、これからの課題になるのではないかと感じます。おそらく、地域生活支援拠点もその中で大きな役割を果たすと思いますし、ぜひそのような育成事業とともに、行政としての仕組みづくりをしていただけるといいのではないかと考えています。現状は、停滞や混乱が起きているというよりは、ひとつずつ前進しているように感じています。

会 長           大事なご指摘ありがとうございます。実施運営にあたって留意すべきことについて、委員の皆様からさまざまなご発言がありました。それでは川村委員、願

いします。

川村委員 仙台市医師会の川村でございます。先ほど、子どもの発達の課題について、アーチルなどについて話がされておりました。仙台市の味方をするわけではございませんが、早期発見と早期療育については、我々仙台市医師会と小児科医会が1歳半・3歳半健診でチェックをしています。現在、受診率は9割あります。早期発見と早期療育のためには、我々医師や現場のスタッフたちが、発達に問題があるような子どもたちを少し多くピックアップして、スクリーニングすることから始めなければいけないと思います。アーチルも一生懸命頑張っ取り組んではいりますが、キャパシティが少なすぎるのが現状です。そして、医師が全例診るわけでもありません。先ほど目黒委員のお話にもありましたが、ある病院に行っても、障害について詳しくない医者のところに行ってしまったら、診断書は書いてもらえません。

現実には、精神科の医者が発達障害の子どもを診ることができるかと言ったら、診ることができるはずはありません。それぞれの分野にはそれぞれの専門家がいます。私は乳児健診や教育局の私学支援委員会、県の支援学校の校医にも携わっていますが、提案したいと思うことは、他の地域で行われている5歳児健診の実施についてです。

現状、3歳半健診で見逃された子どもたちが受ける検診は就学時健診です。就学児健診は学校に入る前の半年前ですので、そのタイミングで障害が分かった場合、あまり時間がありません。やはり、時間軸に沿った流れの中で、中間を埋めて早期発見につながるようなシステムを構築していただくこと、アーチルのような場所を今後広げていくことなどを充実していただければと思います。

会 長 ありがとうございます。現状認識と就学前の健診の重要性について大事なご意見をありがとうございました。事務局から何かございますか。

事務局 (佐々木所長) 仙台市の場合、3歳半健診の検診率は90数%となっており、かなり高い水準となっています。5歳児健診についても、他市町村でやられているところもありますが、担当の部署では効果などについて調べているところだと伺っています。

しかし、健診体制については、結論がすぐ出る話ではないのではないかと思います。それから、アーチルの待機期間についても優先度を見極めながら対応しているところでして、難しさがあるのが現状です。以上でございます。

会 長 大事な課題の確認をさせていただきました。さて皆さん、パブリックコメントの時間を考えると、中間案は本日決定まで持っていかなければいけないのですが、ほかにご質問やご意見はございますか。白江委員、お願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江です。計画案の 27 ページに見込量において、グループホームは 100 人ずつ定員を増やしていく計画をされているかと思えます。この点については、具体的にこの見込量を実現するための方策を何かお考えでしょうか。

会 長 事務局よりお願いします。

事務局 (伊藤課長) グループホームにつきましては、現在、市では開設時の負担を軽減するため、整備補助金を出しております。この助成について継続を検討するとともに、グループホームの運営ノウハウの提供についても考えております。現状、新規でグループホームを開設しようとしている事業者は運営のノウハウをご存じない場合があります。そのため、既に運営している事業者などが中心となって、グループホームの運営者でつくる連絡会のようなものをつくっていく動きがあると伺っております。その中で、新規にグループホームを開設しようとしている事業者へのノウハウ提供の支援などをやっていただくことなども考えております。

それから、国でも重度の障害対応として、今後はある程度の規模でグループホームが開設される枠組みが検討されています。今後、国の動向を注視しながら、大規模のグループホームの開設の相談にも応じられるように、グループホームを整備するときの指針の整備等に努め、周知を図ることで、新規開設する事業者が増えるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

会 長 白江委員、いかがでしょうか。

白江委員 今までであれば、グループホームを設置する際は割と簡単な改装などで済んだ部分があるのですが、重度化対応となると医療連携の問題なども出てきて、これまでとはかなり変わってくるのではないかとこのことを心配しております。そのあたりも留意しながら進めていただければと思います。

会 長 大事なご指摘ありがとうございました。次に、黒瀧委員よりお願いします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧でございます。グループホームについてですが、重度の障害がある方たちも入れるグループホームが増えていると聞いています。しかし精神障害の場合、グループホームで生活できず、病院に戻ってしまうという状態も続いているとよく聞きます。その場合、運営が成り立たないので、障害の軽い方を入居させてしまうことになります。

昔あったケアホームであれば、私たち家族の立場としては安心して任せられます。仙台市では、ケアホームは考えてはもらえないのでしょうか。ケアホームが無くなって、とても残念だという声がとても強くあります。

また、精神障害のある方の家族の支援についてです。もちろん、親亡き後に關する話であれば、障害があればどんな障害でも当たり前の話だとは思いますが、親亡き後にどこにもつながっていないと、医療にもつながることができません。家族会に入っていれば、医療をはじめとしてさまざまなものにつながることはできるのですが、引きこもっておられるような、地域とつながっていない状態の方が今たくさんいらっしゃいます。

そのような状態の方たちを、どのようにして行政につなげることができるのかは悩ましい問題です。例え行政につなぐことができたとしても、思うようになかなか進まないことがあります。そのため、また地域から孤立したままになってしまうことがありますので、仙台市としてこの状況についてどのように考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

会 長           ただいまのご意見は、重度の精神障害のある方々も、グループホームで生活できるような仕組みをしっかりとつくってほしいということでしょうか。

黒瀧委員       ケアホームのような、重度の障害がある方を扱う専門的なグループホームの整備をお願いしたいということです。

会 長           ありがとうございます。ケアホームは、国の制度上なくなりましたが、グループホームを使いながら、介護などの仕組みを活用できるようにはなっていると思います。事務局、お願いします。

事務局  
(伊藤課長)     ケアホームにつきましては、既に国の制度自体が廃止されておりまして、なかなか市単独で同様の制度を維持していくことは難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

グループホームにつきましては、その支援の度合いに応じて、給付費が段階的になっているということもございますので、重い障害のある方に対しても支援をいただけるような仕組みにはなっているのではないかと考えております。

次に、2点目の親亡き後のお話でございます。ひきこもりになった場合の支援等についてでございますが、仙台市では、ひきこもり支援を効果的に実施していくために、平成 28 年度にひきこもり支援のあり方検討会という委員会をつくり、ひきこもりの支援のあり方の検討を進めてきました。

今年度はその報告に基づきまして、ひきこもり支援に関連する専門機関が協働で支援していく体制の整備を進めているところでございまして、そのような体制が効果的に機能するかどうかについて、現在内部で検証を進めているところです。この支援体制が本格的に稼働していけば、これまでよりも支援の強化につながっていくものと考えております。以上でございます。

会 長           ありがとうございます。これまで発言を遠慮されていた方で、何かこの中間案についてご発言いただけないでしょうか。久保野委員，お願いします。

久保野委員       東北大学法学部の久保野でございます。それでは、14 ページの相談支援体制の整備という重点分野（4）③についての質問と意見です。

③は精神障害のある方を支える家族に対する相談支援等の充実と記載されており、内容については、ピアサポーターの確保育成が記載されています。これは例示的に示しているのかもしれませんが、ここでピアサポーターについてだけ言及されていることに、特に理由があるのかお尋ねさせていただければと思います。精神障害についてはピアサポーターが特に重要だということでしょうか。

精神保健福祉審議会の検討結果からは、ピアサポートが特に課題であるとか、重要であるとまでは読み取れないように思います。また、これは印象論で申し訳ありませんが、施策や予算の中で、精神障害についてのピアサポートがやや目立つような印象をかねてから持っていました。それ自体は、先ほど諸橋委員からご説明いただいたような背景があり、重要性が認められているということは理解しているつもりではございますが、書き方のバランスとして、もう少しほかのものと合わせて書くなど、少し表現を変更してもいいのではないかと感じます。

事務局からの答えは質問についてお願いできればと思います。

会 長           ありがとうございます。ただいまの久保野委員のご指摘に関して事務局何かございますか。

事務局  
(伊藤課長)       精神障害のある方を支える家族に対する支援について、なぜピアサポーターを全面に出しているのかについてですが、他都市の視察や精神障害のある方を抱える家族の方々へのヒアリング調査等を行った中で、やはり自分と同様の立場にある方々に、アドバイスや支援をもらって助けになったというお話を受けています。我々が今後の支援策を考える中では、当事者の方やご家族の方の力を最大限に活用していくことが有効ではないかと考えておりました、ここではこのような表現を使わせていただいています。以上でございます。

久保野委員       ありがとうございました。先ほどのご報告いただいた精神保健福祉審議会の経過報告は簡略版だと思いますので、報告書には詳しく書き込まれることになるのだろうと理解いたしました。

会 長           それでは、諸橋委員よりお願いします。

諸橋委員       やまとみらい福祉会の諸橋です。ピアスタッフの雇用促進事業という形で、例えば仙台市であれば現在おふたりの方が働いていらっしゃると思います。それが

ら、いくつかの相談支援事業所でも働いていらっしゃると思うのですが、つい先日、当事者活動の集まりに行ってみりました。

そこでは例えば、「死にたくなるとき、皆さんどうしますか」、「引きこもってもう 10 数年になって、これから私はどうしたらいいんでしょうか」などという話がされていました。そのような話に対して、ピアスタッフの方は自分の経験したことから、本人が楽になるような答え方をされていました。ピアスタッフやピアサポーターという人たちの積極的な姿勢は、そのような場面で発揮されるのではないかと思います。これは、家族支援についても同様だと思います。

現在、家族支援と当事者活動、ピアサポーターを育成していくということは、成人においては大きな課題になっていて、それを生かす仕組みをぜひつくっていただきたいと思っています。しかしながら、相談支援事業所や就労系の事業所をはじめとした障害福祉サービス事業所には、精神障害のある人たちが中心になって通っているところがあるのですが、そのような場で当事者の人たちの声あまり生かされていないのではないかと、避けているのではないかとという傾向があります。そのため、むしろ積極的にそれらの方々を雇用して、ひとつの仕事として、当事者が当事者を支援するという仕組みを行政が後押しをしていくことが必要だと思います。今、ひとつのモデルのようなことをつくらうとしているのだと思いますが、より積極的に進めていければいいのではないかと考えております。

会 長 大事なご指摘ありがとうございます。それでは、今までご発言いただいていた鈴木委員よりお願いします。

鈴木委員 仙台市社会福祉協議会の鈴木でございます。回答は特に不要ですが、先ほどの久保野委員のお話についてですが、私の理解では、資料 3 の中で今後の支援の方向性という 3 つの視点というのが示されているのですが、ピアサポートに関する部分を抜き出して、計画に書くことの意味は何なのかについてお尋ねされたのではないかと思います。

私が意見として述べさせていただきたいのは、9 ページの基本目標についてです。基本目標における「一人ひとりが違いを認めあい」という部分については、協議会の中でもかなり議論をしたような気がします。例えば、「違い」という言葉を使用することはどうなのかという議論があったと思います。この「違い」について、現在の文章では、単に障害の種類を並べて状態が異なるという内容になっていますが、一人ひとりが違いを認めあうということは、障害のある方もない方も、一人ひとりみんな違うということが出発点ではないかと思います。

確かに、障害理解が大事だということは間違いありませんが、障害のある方もない方もみんな違うということが一番先に来ないと、この基本目標の意味が、違う意味になるのではないかと感じます。その点については、少し検討していただくといいのではないかと感じました。

また、通常であれば協議会の後にご意見をいただくための質問票の提出期間がりましたが、今回はないようです。これは、時間的にそのようなことをすることができないということでしょうか。事務局が作成した中間案を読んでいて、言葉の使い方などについて直したほうがいいと思う部分もあるため、協議会の後にお知らせしようと思っていたのですが、そのようなことができるのかどうかお答えいただければと思います。以上です。

会 長 大事な確認です。事務局よりお願いします。

事務局 (石川参事) 鈴木委員からのお話いただいた基本目標についてですが、障害のある方だけでなく、障害のある方もない方もみんな違っていること、それでいいということをごどのように表せるか、工夫させていただきたいと思います。

それから、先ほどの重点分野の、精神障害のある方のピアサポーターについてでございますが、部会の中で検討されていた支援の方向性において、(1)から(6)までの視点があるという中の1つを抜き出したような形の表記にも見えますので、その辺も含めて、内部で検討させていただければと思います。

また、ご意見票についてでございますが、パブリックコメントの日程が差し迫っているという時間的な制約があるため、まずはパブリックコメントに掲載する中間案を確定しなければならず、今回いただいたご意見等を踏まえた修正までは中間案への反映はできるのではないかと考えております。

パブリックコメントの後に、最終案の答申を行うにあたって、もう一度皆様にご意見を伺う機会がありますので、その中で検討できればと思います。そして現在の中間案の修正案については、よろしければ、事務局で調整させていただいたものを会長・副会長等にお諮りした上で、パブリックコメントに進ませていただければと考えております。

事務局 (郷湖部長) 資料3の精神保健福祉審議会の検討結果報告の6つの方向性から、ピアサポーターの部分抜き出した格好になっていることについて補足させていただきます。

家族の休息の場をつくることについて、そもそもこのような具体の取り組みを行っているところがあまり多くはなく、取り組んではいるものの実はなかなかうまくいっていないという話も聞いています。

本市としては、精神障害のある方への支援の方向性としては、記載させていただいた部分が特に重要ではないかと考えておりますが、再度確認をさせていただいて、もし修正が必要ということがあれば、対応させていただければと思います。

会 長 ありがとうございます。時間的な制約もあり、最後に事務局からの説明もありますので、パブリックコメントに付す中間案としてはお認めいただいて、その後

## 平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

パブリックコメントの意見も踏まえて、また議論することで進めさせていただいてよろしいでしょうか。最後に、松本委員よりお願いします。

松本委員 私も、鈴木委員がおっしゃったように、この基本目標の文章については、パブリックコメントにかける前に、見直していただいたほうがいいのではないかと思います。「違い」の捉え方や文章の接続詞に違和感がありましたので、その部分についてだけでも見直しをして公表していただきたいと思います。

会 長 大事なご指摘ありがとうございました。基本目標の文章についてさらに検討をして、また大坂副会長も私も関わりながら調整させていただきます。繰り返しになりますけれども、パブリックコメントとして市民の皆さんにご覧いただく中間案としては、この場でお認めいただいたということで、よろしく願いいたします。またパブリックコメント後にはまた議論もございます。それでは、報告並びに議事についてはここまでとさせていただきますと思います。

### (7) その他

会 長 次に7にその他とありますけれども、皆様からその他について何かございますか。それでは、事務局からその他について何かありますか。

事務局 (石川参事) 事務局より今後のスケジュールについてご説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、本日もいただきましたご意見を踏まえまして、必要な修正を行いまして、会長・副会長にご確認いただいたものを中間案としまして、その案でパブリックコメントを約1カ月間実施したいと考えているところでございます。その後、いただいた意見等を計画に反映しまして、2月下旬ごろに施策推進協議会を開催いたしまして、計画の最終案についてご協議をしていただくという流れを考えております。

なお、パブリックコメントを実施する際には、委員の皆様にも資料を送付させていただきます。そちらをご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ありがとうございました。それでは本日の議事は終了いたしましたので、事務局にマイクをお返しいたします。

### (8) 閉会

事務局 (小幡係長) 阿部会長、進行ありがとうございました。それでは最後に事務的なご連絡を申し上げます。先ほども石川参事から申し上げましたけれども、通常、ご意見票、ご質問票を配布いたしまして、ご意見をいただいているのですが、パブリックコ

## 平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

メントまでの準備期間が限られておりますことから、今回控えさせていただきました。ご了承いただきますようお願いいたします。

またパブリックコメントなども踏まえまして、計画の最終案を次回、施策推進協議会にお諮りいたしますので、ご意見等につきましてはその際をお願いしたいと思います。

また、本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただきまして、ご返送いただければと考えております。これに基づきまして、事務局が修正作業を行いまして、議事録として決定させていただきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いたします。

それでは以上をもちまして、平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会第 6 回を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたってのご審議ありがとうございました。—了—

署名人 白江浩  印